

1. 件名：日本原燃(株)濃縮・埋設事業所（加工施設（ウラン濃縮工場））の使用前事業者
検査計画の準備状況に係る面談

2. 日時：令和4年4月27日（水）10時25分～11時00分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官

日本原燃(株)濃縮事業部 濃縮保全部長 他6名

東京支社 技術部 運転管理グループ 主任

5. 要旨

○日本原燃（株）（以下「事業者」という。）から2021年9月30日付け2021濃計発第39号をもって申請（2022年3月11日付け2021濃計発第82号をもって変更の内容を説明する書類の提出）があった濃縮・埋設事業所加工施設（ウラン濃縮工場）の使用前確認申請書に係る使用前事業者検査計画（以下「検査計画」という。）の準備状況について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）申請書に基づく検査計画の策定について
 - ✓ 検査計画、使用前事業者検査要領書（以下「要領書」という。）の制定、使用前事業者検査（以下「検査」という。）の実施等については、認可した設工認申請書に記載されているプロセスを遵守すること。
 - ✓ 特に、検査項目、検査方法等は、設工認申請書記載の方法に基づき、論理的に整理したうえで設定すること。
 - ✓ なお、検査項目については、上記整理のほか、独立検査部門が自ら確認する趣旨から、可能な範囲で立会検査を設定できるよう検討すること。
- ・マスターコンストラクションスケジュール（以下「MCS」という。）に基づく検査計画の適時性について
 - ✓ 独立検査部門がMCSの工事イベントのうち、ホールドポイントとして押さえるべきものについては、適時に検査計画及び要領書を策定し、確実に検査を実施すること。
 - ✓ 上記検査計画等の策定を適時に実施できない場合は、独立検査部門の検査実施を最優先することを第一義とし対応すること。
- ・検査スケジュールに係る情報共有方法について

- ✓ 原子力規制庁（以下「規制庁」という。）の検査工程検討に資するため、なお従前の例による使用前検査も含め、詳細かつ実現可能な検査の実施スケジュールを作成すること。
- ✓ 具体的な検査スケジュールについては、毎週月曜日に3週間先までの計画を規制庁に情報提供すること。
- ✓ 当該スケジュールに変更がある場合は、直ちにその旨の情報を提供すること。
- ・原子力規制検査による検査の実施状況の確認等について
 - ✓ 規制庁は、事業者が実施する検査実施期間中及び必要に応じその後の期間において、立会検査又は記録確認検査により原子力規制検査を実施する。
 - ✓ 検査対象は、設備・機器等の変更内容、保全重要度、耐震重要度分類等を考慮し決定する。
 - ✓ なお、記録確認検査は、品質マネジメントシステム文書として確定された記録について実施するので注意すること。
 - ✓ 規制庁は、使用前確認申請に係る加工施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の3第2項各号に適合していることについて、事業者が全て確認を終了したものに対し、使用前確認を実施する。

○事業者から、了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：加工施設（ウラン濃縮工場）使用前事業者検査スケジュール等について

以 上